

会 議 録

会 議 の 名 称	令和 7 年度第 1 回所沢市入札監視委員会
開 催 日 時	令和 7 年 5 月 2 8 日（水） 午後 2 時 0 0 分から
開 催 場 所	所沢市役所 4 階 入札室
出 席 者 の 氏 名	木村 暢宏（埼玉県川越県土整備事務所 所長） 小寺 智子（弁護士） 織田 智美（公認会計士）
欠 席 者 の 氏 名	なし
議 題	1 入札及び契約手続の運用状況等の報告 2 審議事案の抽出結果報告 3 抽出された事案の審議 4 その他
会 議 資 料	1 会議次第 2 入札方式別発注工事総括表（様式第 1 号） 3 入札方式別発注工事一覧表（様式第 2 号） 4 入札参加停止等の措置状況総括表（様式第 3 号） 5 入札参加停止等の措置状況一覧表（様式第 4 号） 6 抽出事案説明書（様式第 5 号）
担 当 部 課 名	【担当課等】 （建 設 部）村上道路維持課長、橋村道路維持課主査、 真島道路維持課主査 関根営繕課主幹、矢部営繕課主査、 谷口営繕課主査 遠山河川課長、小池河川課主査、 小川河川課主任 （上下水道局）中林総務課長、樋川総務課主査、 小嶋総務課主査 古澤水道建設課長、松田水道建設課主任 坂野給水管理課長、大橋給水管理課主査、 上原給水管理課主査 【事務局】 柳田総務部長、榎本総務部次長、粕谷契約課長 小暮契約課主幹、ほか 契約課職員

発言者	審議の内容
委員 水道建設課	す。 この条件下で入札に参加できるであろうという企業が、結局 1 者しかないのではないかと考えてきます。 入札参加資格で、「西武鉄道(株)の工事管理者資格を有する者」という要件にしていますが、西武鉄道(株)に確認したところ、この要件を有している事業者が 8 者程度はありましたので、札が入るものと考えました。 それぞれの業者において、こちらで示した設計金額に合わなかったために札が入らなかったのではないかと推察しています。
委員 水道建設課	設計金額も含めて、この案件で競争性を働かせようとするならどういったことが考えられますか。 今回は市内だけではなく、県内に参加条件を広げたというところで門戸が広がったと思っています。設計金額につきましては、見積書を徴取し、実勢価格に合わせるような設計を心掛けていますが、もしかしたら多少の乖離があったのかもしれない。
委員 水道建設課 委員	西武建設(株)は西武鉄道(株)の関係会社ですか。 違います。 鉄道に関係した工事ですと、鉄道に熟知した事業者でないとできない場合に県では鉄道会社と協定を結ぶ協定工事で行うことがあります。当然、費用の負担は発生しますが、鉄道会社が積算して発注するやり方もありますが、そのような方法が選択肢としてなかったのでしょうか。
水道建設課	今回、事前に西武鉄道(株)とは発注の 1 年以上前から協議を進めてきましたが、元々既設の水道管が入っていて、新規に掘っていくというものではなかったもので、鉄道に専門性がなくても水道工事に熟知していればできるというところもあります。ただ、鉄道下なので経験があるとか、鉄道の求める工事管理者資格を有するという要件があり、西武鉄道(株)との協議の中で求められている内容はきちんと守ってくださいということはありませんでしたが、そのほかは市の発注にまかせますということでしたので、こういった形での発注になりました。
委員 水道建設課	この工事の積算に当たっては、見積りを取って設計されましたか。 直接工事費約 7 千万円のうち、約 4 千万円の部分で特殊製品を使用しました。1 本 60 メートルのステンレス水道管を 2 本製作し、軌道下既設管を更新したため、普通の水道工事とは異なり、やや見積りに頼ったところがあったものと考えます。
委員	(意見等) 市民からすると西武鉄道(株)との関連で落札できたのではないかと

発言者	審議の内容
委員	1 者しか入札しなかったのではないかといった疑いを持つ根拠になり得るので、さらに入札の対象となる者を広げる努力をしていただきたいと感じました。 当該工事は普通の一般競争入札で実施されましたが、少し入札の仕方の工夫はあったかと思われます。県では見積提案型という入札の方式があり、見積りが金額の大半を占めてしまう場合に違ったやり方もあるので、今後、県の入札課等から聞いて研究していただくとよいと思われます。恐らく今のやり方ですと毎回同じようになって疑念を持たれるようになるので、今後、工夫をしていただくのがよいと思います。
委員	より競争性のある入札となるような工夫を研究されるとよろしいかと思います。
委員	(2)「第一系取水場 3 か所深井戸用水位計更新工事（ゼロ債務）」 抽出理由：1 者応札で落札率が高く競争性が働いていない。 技術者の確保が難しいということですが、工事が技術的に難しいということですか。
給水管理課	水位計の試験調整は、計測器メーカーが担当しますので、水深に応じた検出器の取り付け、変換器を取り付ける際の既設の制御盤の加工、取水場現地とそれらを遠方監視している浄水場との調整等の判断が必要になりますので、これら調整等の手間がかかることで敬遠されたのではないかと推測しています。
委員	そのうえで、参加条件を広げていただいて、参加資格対象者数が 19 者ありましたが、応募が 1 者であったということですか。
給水管理課	今回、水位計については、特定のメーカーを指定せず、同等以上の性能を条件としており、変換器と既設の伝送装置にも特殊性がありませんので、市内事業者でも対応可能と考えています。
委員 給水管理課	それにも関わらず、1 者応札となった要因は何でしょうか。 近年、類似工事の実績がある事業者に聞き取りを行った結果、告示は承知していたけれど、人員の確保が難しいというような回答や、ほかの案件の入札を考えていて、辞退したといった意見を確認しております。
委員	当該工事はそれなりに人員が必要で、事業者から見るとあまりうま味がないということですか。
給水管理課 委員	あまり採算が良くないのかと思います。 資材価格の高騰などもあるので、事業者としても利益の出づらい工事になっているということでしょうか。
給水管理課	今回、設計金額に対する材料費が約 56% を占めていますので、そのようなところも要因となったのかもしれませんが。
委員	一般競争入札だと複数者が入札をして、その中で競争して一番最

発言者	審議の内容
給水管理課	適な事業者を選ぶ本質から考えると、当該工事はこういった工夫をすることが考えられますか。
委員	今後、こういったことが続きますと、近隣他市に範囲を広げるといった工夫が必要なのではないかと考えております。
給水管理課	その一方で市内の事業者をお願いしたいという気持ちもあるということですか。
委員	今回、市内事業者に限定したのは、地域の活性化はもちろんですが、緊急時の対応であったり、メンテナンスが必要であったりすることを優先して考えたものです。
給水管理課	他の工事とセットにするなどの方式はなかったでしょうか。
委員	当該工事においては、選択肢が見当たりませんでした。
給水管理課	セットにする場合の要件としては、ほぼ同じ場所であるとか、同じ工事内容でなければだめとか、そういう縛りはありますか。
給水管理課	金額の大きい更新工事の時には付帯的な工事を出すことができますが、今回に関しましては、単体の井戸の水位計の不具合があったことから、早急に修繕する必要があり、低い金額で発注しました。
委員	今回入札した事業者は、ほかにも競争者がいるかもしれないと思いつながら、入札していることでよろしいでしょうか。
給水管理課	そのとおりです。
委員	所沢市は500万円が一般競争入札と指名競争入札の境で、500万円未満ならば指名でしたか。
給水管理課	そのとおりです。
委員	この工事が500万円未満だったら、指名競争入札となり、2者入らないと成立しません。県では1千万円未満であれば指名競争入札としています。一般競争入札で実施するとすれば、県でもよくセットで実施しています。例えば歩道橋の修繕のような細かい工事で額が張らないものに距離のある舗装工事をセットで出すなどしています。
委員	その際に気を付けるのは、業種が同一でないとなりません。今回の工事は電気工事業なので、たまたま同時期に大きな電気工事がないと、そのタイミングまでこの工事が待てるのかというところで、悩ましいということが分かりました。
委員	(意見等)
委員	この事案も1者入札となっていますけれども、緊急性があったということ、人員の確保が難しかった、また金額的にも手が上がりにくかったという案件であったというところで、致し方なかったという部分もあったというところで、意見はありません。
委員	一般競争入札の場合、総合評価の入札方式があります。先ほどほかの委員からも話が出たように、市内に限定ではなく、もっと広げれば参加する事業者が増えたかもしれないということがあります。

発言者	審議の内容
	ただほかの市町村の事業者を入れてしまうと、近い地元事業者にやってもらおうと安心であるのに、そちらに取られてしまうというのはどうかというところもあります。総合評価入札の良いところは、エリアは広がりますが、加点の条件として、市内であれば市外よりも高い点を入れるなどの技術点のところで差が出るわけです。ほかの市町村の事業者も手を挙げてくれるのだけれども、最終的には市内の事業者が一番技術点を確保できるということです。総合評価入札は品確法に基づくものなので、いい品質を確保するために実施するというのが一番です。ただし、近年は担い手の確保というところが注目されており、緊急時や災害時に地元業者を育成しておかなければならないということもあり、地元業者にインセンティブを与えるような入札方式を検討していただいてもよいかと思います。
委員	(3)「砂川堀散策路整備工事」 抽出理由：1者応札で落札率が高く競争性が働いていない。 本工事はさほど難しい工事ではないという印象を受けましたが、1者しか応募がなかったということで、入札の時期がほかの工事と重なる時期で、手が回らないというところで応募が少なかったのではないかという話でした。入札の時期を工夫することはできなかったのでしょうか。
河川課	河川区域内の工事については、渇水期の11月から5月までに完成させるものであると考えています。この工事は、11月に着手するため、10月頃に入札する必要があったものです。
委員	工事期間としては、どのくらい要する工事ですか。
河川課	今回の工事は、11月から2月末までの工期で発注しています。
委員	半年くらいかかる工事なのですね。
河川課	準備も含めての工期であり、約4か月の期間を要しました。
委員	入札の時期を早めることは難しかったですか。
河川課	着工できるのが11月からとなりますので、入札の時期を早めると準備期間が長くなり、その期間分の経費がかかるため、難しい面があると思われます。
委員	工事自体はそれほど難しい工事ではないという理解でよろしいですか。
河川課	河川区域での工事は、渇水期内で完成させるよう工程管理しています。屋外の工事で川沿いの工事ですので、天候等に左右されますし、工程管理が難しいということで、歩道整備ということで考えると難しくありませんが、河川区域での工事であることから特殊性があると考えています。
委員	工事の内容でお聞きしますが、総距離としてはどのくらいですか。

発言者	審議の内容
河川課 委員 河川課 委員 河川課	本工事の施工延長としては、72.3メートルになります。 何もなかったところに歩道を作るということですか。 そのとおりです。 72メートルより先には何があるのでしょうか。 計画では河川沿いを散策できるスペースをつくろうということで、計画全長約2キロメートルのうちの一部が今回の対象工事となっており、約1キロメートルが完成しております。
委員	先ほどのほかの委員の質問の中で、ある程度計画的に入札時期などの工夫ができたのではないかと、工事の内容を聞いて私も感じたところですが、1キロメートルが完成したのは、昨年ですか。
河川課 委員	令和6年度で約1キロメートルの工事が完了しています。
河川課	毎年、72メートルくらいずつ実施していくのですか。
委員	予算化や用地買収を伴いますので、一概に言えませんが、年によっては、350メートル程度になったり、100メートルになったりということがあります。
河川課 委員	先ほどの説明の中で、1者しか入札されなかったのは、入札時期の問題と金額が小さいという話もありましたが、もう少し規模を大きくして発注していたら、状況は変わっていたでしょうか。
河川課	そのようになったかもしれません。
委員	本工事はとび・土工ですが、河川課で実施する工事で別工事を抱き合わせで発注する考えはありましたか。
委員	そういったことも考えていく必要があるかと思いますが、今回の工事については、砂川堀散策路整備事業という事業の中で工事を発注していますので、ほかの工事と合わせることは考えませんでした。
河川課 委員	入札時期の問題で、理由として河川区域なので渇水期施工ということで11月から翌年5月という話でしたが、それは基本に忠実な考えですが、県でも渇水期施工の考え方が緩和されてきているのはご存知ですか。
委員	はい、承知しています。
委員	確かに水が流れるところなので、水害が起きれば人災になるためできませんが、河川のハイウォーターレベルより上であれば関係なくなります。堤防の上、いわゆる管理用通路の工事は出水期でも可能なのが県のやり方です。それは国でも認められています。本工事では出水期にかからないように期間が限定されていますが、そのたがは外せるところがあるかもしれないと思われます。
河川課	必ず毎年、この工事は実施されるのでしょうか。
委員	令和7年度は工事予算が計上できませんでしたので、工事はありません。

発言者	審議の内容
委員	【意見】 入札の時期について、本工事は緊急な工事ではないと思うので、渇水期という縛りがあるとしても、もう少し時期を工夫されて、複数者が入札に参加できるような形になるとよいと思います。
委員	砂川堀散策路という計画があって、徐々に用地買収を進めるという話がありましたが、ある程度の見通しをもって開始されたものと思われることから、結論としてもう少し入札者を増やすよう、工夫が可能なのではないかと感じました。
委員	出水期であっても水に浸かる部分でなければということもあるので、ひとつの考え方として時期をずらせないかということを検討していただくということ。また金額が小さくメリットが少ないことから応札者が少ないという問題でも、県では、事業名称が異なる工事でも発注工事名称で2つの工事を「合併」と付けて発注することもあります。これらのことも参考に考えていただければと思います。
委員	(4)「道路区画線設置工事(その1)」 抽出理由：一般競争入札の透明性・公平性が確保されていない。 本工事契約の入札結果において、4者が調査基準価格より1円多い入札額で同額、1者は調査基準価格より2円多い入札額、1者は調査基準価格から大きくかけ離れた入札額となっています。同額入札によるくじ引きに参加できないというところで、積算ソフトの所持、不所持で差が出たとすれば、公平ではなく、調査基準価格に工夫がなされないのか、ということ伺います。また、4者同額によるくじ引きに1円の違いでくじに参加できない事業者が出てしまってよいのか、伺います。この入札の4日前に道路反射鏡設置工事(その2)の入札があり、3者が調査基準価格より1円多い入札額で同額によりくじ引きが行われ、本抽出案件の工事と同じ事業者に決定しています。くじで公平に実施されているとのことですが、短期間に同じような状況で同じ事業者がくじで落札されたところに、疑念が生じる状況にあります。
道路維持課	調査基準価格の積算に当たって、事業者の積算ソフトの所持、不所持については、当課では認識していません。中小の事業者では所持していないと推察されますが、確認はしていません。1円の違いでくじに参加できない事業者が出てよいのかという話ですが、くじの実施については、市として実施することとしており、実施しない自治体もあると思われますが、ある程度線引きは必要ですので、公表した上で実施しているという認識です。3点目の4日前の工事と同じ事業者に決定していることについて、契約課の説明では乱数を用いて偶然的に当該事業者が引き当てたという認識です。

発言者	審議の内容
契約課	1円の違いでくじに参加できなかった件については、推測になりますが、4日前の工事入札で1円高くてくじに参加できなかった事業者で、本抽出対象工事ではくじに参加できている事業者もありますので、計算間違いではないと思いますが、切り上げ、切り捨て、あるいは、1円の余裕をもってという考え方で参加されたのか分かりませんが、結果的にこのような結果となってしまったということと思われます。 くじについても、毎回、任意の数字を選んでいただいて、システムによる抽選ですので、結果的にくじで同じ事業者に決まってしまったということです。
契約課	積算ソフトを所持していないということで不公平があるのではという話がありましたが、調査基準価格の算出方法は公表されていますので、積算ソフトがあればすぐに算出できると思われますが、表計算ソフトでも算出は可能です。算出のし易さという違いはありますが、事業者間の有利不利はないものと考えています。調査基準価格から大きくかけ離れた入札をされた事業者についても推測になりますが、ほかの事業者は本工事の契約を落札しようとして、調査基準価格の近似値で入札されたものであり、積算ソフトの有無による差はないのではないかと思います。
委員	お聞きして思ったのは、正確に調査基準価格を計算できる事業者が入札できるという構図になりかねないところと、くじも公平に乱数を用いて実施されているということですが、例えば今回はこの事業者であったから、似たような工事であれば、次は当該事業者は落札できないなど、ルールなどの縛りはあると思われますが、そのあたりはいかがでしょうか。
道路維持課	くじ引きに関して、公平性は確保されているものと考えます。一度落札した事業者を外すような話はありませんでしたが、委託業務に関して、同一日に同じような案件で入札を行う際に一抜け方式を実施したことはあり、同じ事業者が連続して落札することはなく、多くの事業者に機会を提供することができますが、近年、工事において一抜け方式を採用したことはありません。
委員	今回、抽出された工事で、前回の事案3件は500万円前後で人気がないという話でしたが、事案4の工事は、複数者の入札がありくじ引きもしており、この手の工事はこれまでの経験からして、500万円前後でも複数者が入札してくるものではないでしょうか。
道路維持課	道路反射鏡や区画線の設置などの道路安全施設の工事は、500万円程度の工事であっても、事業者に手を挙げていただける可能性は高いものです。道路維持課では道路の舗装工事も行っていますが、金額が低いとなかなか手を挙げていただけず、2、3千万円程度の工事費用であると競争性が働いているという感覚です。

発言者	審議の内容
委員	本事案の入札の4日前の道路反射鏡の設置工事の指摘がありました。ほぼ同じ工事時期ですと事業者には大変な負担になると思いますが、いかがでしょうか。
道路維持課	事業者にとりまして、年末に市内の複数箇所での工事となりますと、忙しいのであろうと推察されますが、発注者としましては、時期の近いところでの発注によって、いろいろな事業者に請け負ってもらえるのではないかという認識で近い時期で発注しています。
委員	近接した工事入札で、1つ目の工事を落札したら、2つ目は遠慮したいという場合は、どうしたらよいですか。
道路維持課	取り下げる方法は何点かあります。入札しないですとか、契約締結前であれば辞退という方法などがあります。
委員	契約の辞退には、何かペナルティはありませんか。
契約課	契約後であるとペナルティはありますが、入札時にはありません。
委員	設計金額の公表については、金額に応じて公表する、しないなどのルールはどのようになっていますか。
道路維持課	設計金額公表に違いはありません。調査基準価格も失格基準価格も電卓で算出が可能です。
委員	調査基準価格よりも1円高く入札されているのは、調査基準価格になると、低入調査が入って、契約締結までの期間が延び、事務量も多くなるというところでしょうか。
道路維持課	そのとおりです。
委員	【意見】 くじは地方自治法上、認められている制度ですので、それについて指摘されても問題ないと思います。県では調査基準価格ギリギリのところに入札され、管内の事業者が落札すればよいですが、そうでなかった場合に地元事業者のモチベーションは下がってしまいます。そのような問題が多く言われています。くじは制度として認められていますが、極力、くじにならないほうがよいという意見があり、県では、同種同規模で同時期に実施する工事であれば、一抜け制度が使えるので、中小企業の活性化や育成のためにはよい制度です。またこの金額でも、くじを減らすためには総合評価を活用するのがよいと思います。くじによる落札候補者の決定について、世間一般から疑義が生じる可能性があるのであれば、技術提案など含めず、地域加点や実績に基づく加点を考慮した簡易型の総合評価方式を実施することにより、くじを回避するといった工夫があってもよいと思われます。総合評価方式を実施してみると地元事業者からは受けがよいかもしれません。

発言者	審議の内容
委員	(5)「所沢市立老人福祉センターうしめま荘外壁改修工事」 抽出理由：落札率72.97%の低入札である。
委員 営繕課	本工事契約において調査基準価格を下回る入札額を入れた事業者の調査の結果、入札額での施工が可能であることが確認され、経費削減の余地があるということですが、内容を詳しく教えてください。また近年、人件費や資材の高騰がある中で、ここまで入札額を下げて、工事の品質の確保ですとか、働き方改革について、事業者が本工事をどのように実施されたのかお聞きします。
委員 営繕課	今回は塗装工事ということで、建築一式に対して専門性が高い工事ということになります。本工事の請負事業者は、実績があり、効率的な施工管理が可能であったり、メーカーなど取引事業者と長年に渡る信頼関係を築いていたりするため、資材や仮設で使用する足場などのリース品を低価格で調達できたことから、当該入札額で施工できたと確認しています。働き方改革についても、本工事は4週8休で実施されており、基本、土日休みで実施されています。
委員 営繕課	低価格で資材が手に入るところですが、品質面ではどうだったでしょうか。 品質の面では、資材等選定報告書という書面によりまして、事前に使用する資材のメーカーのカatalog等でJIS規格を通ったものであるか、正規のものであるかということを確認した上で、現場において工事の監督員が材料を入手した段階で材料検査を実施しています。
委員 営繕課	本工事の請負事業者は、過去にも実績があるということですか。 直近では、小手指公民館、山口公民館の屋上防水の工事を施工しています。
委員 営繕課	本工事は見積りを取っていますか。 本工事に関しましては、見積りは使用していません。内訳書の作成に関しましては、埼玉県工事積算標準単価表、いわゆる県単価を基本に使用し、それらに記載のないものは、建設物価などの刊行物を使用しています。県単価や刊行物に記載のない特殊なものは、見積りを取るケースもあります。その場合は最低でも3者から見積りを取って比較する形を採用しています。今回は一般的な塗装材を使用しています。
委員	今、どちらかというこの額ではできないということが多く、建築は特にそうになっています。建築は積算標準で出すことができなくて、結局、見積りを取っています。1回では落札できず、見積りを取って、設計金額を上げてそれでようやく何とか落札できるといった状況が多いです。これだけ下げて落札できるというのが、私も違和感を持ちました。本工事において設計が適切であったのか、見積りを取るともっと安くできるということがあったかもしれないと

発言者	審議の内容
当繕課	思いました。 現在も物価の上昇があります。本工事の発注が令和6年度ですが、県の単価表に関しては、ほぼ毎月、改正されている状況で随時物価上昇に合わせた改正がなされているものと考えます。
委員	あとはほかの委員からもありましたが、安かろう悪かろうであると困るので、工事をしっかり管理監督していただいて、工事成績を見極めて、品質上問題があるのであれば、設計のやり方を見直す必要もあるかもしれません。
当繕課	材料検査も実施していますし、検査自体も中間検査、下検査、完成検査を実施してまして、当然、品質が悪ければ点数も下がるといった評価をしています。
委員	【意見】 このような案件については、引き続き入札、落札の時に注意していただきたいと思います。
委員	安くやっていただけるので、市民の税金を使うという意味では一見、良いように感じますが、品質が悪ければ補修工事で余計嵩んでしまうというのは本末転倒ですので、最後の検査までしっかりと工事を見ていただいて、問題がないか確認していただいたほうがよろしいと思われます。
委員長	今回、委員から頂いた意見については、意見具申ではなく、議事録をもって市長に報告します。 4 その他 なし 次回の審議事案の抽出について 審議事案の抽出委員：木村委員長